

倉敷市立短期大学に対する短期大学認証評価結果

I 判定

2024年度短期大学認証評価の結果、倉敷市立短期大学は本協会の短期大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025年4月1日から2032年3月31日までとする。

II 総評

倉敷市立短期大学は、「地域に密着した高等教育機関として、幅広い教養と創造力・実践力を身につけた人材を育成するとともに、地域の発展に寄与する」を理念に掲げ、「保育及び服飾美術に関する専門的な理論と実地的な技能の教授及び研究を行うことにより、教養豊かな社会人を育成する」ことを目的として定めている。また、建学の精神及び短期大学の目的を達成するため中・長期計画として「倉敷市立短期大学中長期ビジョン」を策定し、教育計画表（カリキュラム）の改善を目指し教育・研究活動の充実に向けて取り組むことを明らかにしている。

内部質保証については、前回の短期大学認証評価結果での指摘を踏まえ、2021年度に内部質保証の推進に責任を負う組織として「企画運営協議会」を置き、2023年度に自己点検・評価を実施する組織として「大学活動推進委員会」を設置した。これにより、各組織が行った点検・評価の結果を「大学活動推進委員会」が集約し、その内容を踏まえて「企画運営協議会」が改善・向上を指示する内部質保証体制を構築した。今後は、方針や委員会規程に「企画運営協議会」及び「大学活動推進委員会」の役割をより明確に定めるとともに、内部質保証システムを更に機能させ、改善につなげることを期待したい。

教育においては、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、各学科・専攻科で段階的・系統的なカリキュラムを編成している。授業においては、アクティブ・ラーニングの導入を進め、学生の主体的な参加を促している。また、倉敷市が設置する公立短期大学として、学科・専攻科の特性と地域性を生かしたさまざまな社会連携・社会貢献活動に取り組んでいる。保育学科・専攻科保育臨床専攻では、岡山県や倉敷市と連携した子育てカレッジ（親子交流広場「くららっこ」、「倉敷市立短大子どもの劇場」、「運動体験部」による「親子ふれあいパーク」等）の活動を通じて、子育て支援モデルを提供しているほか、服飾美術学科・専攻科服飾美術専攻では、長年にわたり倉敷市や市内に所在

する企業との共同研究を実施し、地域産業の活性化につなげている。このように、恒常的に教育研究成果を地域に還元するための活動を実施し成果を上げていることは、高く評価できる。

一方で、今後に向けた課題として、学科によっては収容定員に対する在籍学生数比率が低い状況が見受けられるため、定員管理に留意されたい。

なお、「倉敷みらい創生戦略」及び「倉敷市第七次総合計画」と「倉敷市行政改革プラン2020」を踏まえた児島地区再整備計画などに基づき、2028年度には短期大学の移転を予定していることから、「企画運営協議会」を中心とした内部質保証体制を整備し、全学的なP D C Aサイクルを機能させて諸課題の改善を図るとともに、より一層特色ある取り組みを伸長させ、更なる発展につなげることを期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

① 短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科・専攻科の目的を適切に設定しているか。

当該短期大学は、「地域に密着した高等教育機関として、幅広い教養と創造力・実践力を身につけた人材を育成するとともに、地域の発展に寄与する」ことを理念として定めている。

上記の理念に基づき、短期大学の目的として「保育及び服飾美術に関する専門的な理論と実際の技能の教授及び研究を行うことにより、教養豊かな社会人を育成すること」を定めている。

これを踏まえ、各学科・専攻科において教育目的を定めている。保育学科では、「保育者としての資質、保育に関する専門的知識及び技能並びにそれらを適切かつ創造的に活用できる保育実践力を修得し、卒業後においても学び続ける意欲を持った保育者」、服飾美術学科では、「繊維・アパレル産業を基盤にしたファッション、デザイン・アート及び情報・地域・ビジネスに関する専門的知識と技能を修得し、学内外の学びの場から課題を発見し解決するための創造力や実践力を身につけた人材」を育成すると定めている。また、専攻科保育臨床専攻では、保育に関するより高度な専門知識及び技能を確立し、「それらを適切かつ創造的に活用できる保育臨床実践力を発揮し、修了後においても学び続ける意欲を持った保育の専門家を育成する」ことを、専攻科服飾美術専攻では、短期大学等における「学修を基に、さらに専門性を高め、生活に関連する課題を総合的に検討し、解決へと導くことのできる論理的思考を身につける。また、修得した学びを地域社会及び産業に積極的に活かそうとする気概を持った自立した社会人を育成する」ことを定めている。

倉敷市立短期大学

以上のことから、短期大学として掲げる理念に基づき、短期大学の目的及び各学科において、適切に人材養成の目的を明示しているといえる。

② 短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

短期大学の理念・目的は、「倉敷市立短期大学学則」（以下「学則」という。）に定めている。

学則は短期大学ホームページ及び「KURATAN CAMPUS GUIDE」に掲載することで、社会に対し公表を行っている。さらに、各学科・専攻科の人材養成の目的については、短期大学ホームページ及び「学生便覧」に掲載しているほか、入学時に開催するオリエンテーション等において、説明を行っている。

なお、短期大学ホームページでの公表にあたっては、分かりやすく項目立てするとともにドロップダウンメニューで学外者にも探しやすくなるよう、工夫を講じている。

以上のことから、短期大学の理念・目的を適切に定め、社会に公表していると評価できる。

③ 短期大学の理念・目的、各学科・専攻科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

2023年度から2027年度までの5年間の中長期ビジョンとして「倉敷市立短期大学中長期ビジョン」を策定している。同ビジョンは、2009年に倉敷市市立大学審議会答申を受け、倉敷市立短期大学の在り方等に関する倉敷市の方針を示した「倉敷市立短期大学の在り方等の検討結果報告について」や、少子高齢化などに対応した社会の維持を目指す「倉敷みらい創生戦略」及びこれらを踏まえて策定した今後10年間の倉敷市のまちづくりの指針である「倉敷市第七次総合計画」と「倉敷市行政改革プラン2020」を踏まえたものとなっており、「責任組織」「学科・専攻科のアクションプラン」「施設設備等教育環境に関するアクションプラン」などを主な項目として示している。

具体的には、「学科・専攻科のアクションプラン」では各学科で受験生確保や進路、地域との連携などを定めているほか、「施設設備等教育環境に関するアクションプラン」では前回認証評価において「努力課題」として提言された校舎の耐震化について、倉敷市の計画している児島地区再整備計画等作成において反映されており、同計画により移転が進められることで解消が見込まれる。また、「責任組織」では前回認証評価において「努力課題」として提言された内部質保証システムの構築について、「企画運営協議会」を責任組織と定めた。

「倉敷市立短期大学中長期ビジョン」の内容は中・長期計画を適切に定めてい

ると評価できる。また、ビジョンで示した各項目については、「中長期ビジョンロードマップ」を作成し、これに基づき改善に向けて取り組んでいる。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的な方針及び手続は、「内部質保証を推進するための方針」に定めており、短期大学ホームページに掲載し学内外に対して公表している。

上記方針においては、「倉敷市立短期大学の理念に則して、教育研究、社会貢献、管理運営等の大学の諸活動に関する自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善のための取り組みを恒常的に行うことにより、本学の教育研究等の質を向上させる継続的な仕組みを構築することによって、本学の教育研究等に係る適切な水準の維持及びその充実に資すること」を目的とすることを明示している。

手続としては、学長を最高責任者とし、学長が「企画運営協議会」に自己点検・評価の基本方針の作成、実施結果の点検、評価の実施を指示としている。また、自己点検・評価については、「大学活動推進委員会」の指示に基づき学内の各組織が行い、「大学活動推進委員会」がその結果を『年報』『短大組織自己点検・評価報告書』としてとりまとめ、「企画運営協議会」に報告し、「企画運営協議会」は、報告内容の検証を行い、改善が必要であると判断した場合は、当該組織に対し期限を付したうえで指示をすることとなっている。さらに、「企画運営協議会」は、改善事項の達成状況について検証するとともに、関係報告書等の公表について「大学活動推進委員会」に指示することを明示している。加えて、学長が「外部アドバイザー委員会」を召集し、自己点検・評価の結果をもとに、評価を依頼することとなっている。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を学内外に向けて明示していると判断できる。一方で、点検・評価項目③で後述するように、「内部質保証を推進するための方針」に記されている手続と「大学活動推進委員会」規程及び実際の内部質保証の手続には、一部齟齬があることから、改善が望まれる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長のもと「企画運営協議会」を置いている。また、自己点検・評価の実施を担当する組織として「教授会規程」に基づき「大学活動推進委員会」を設置している。

「企画運営協議会」は、全学的なマネジメントに従事し、自己点検・評価の基

本方針の策定、自己点検・評価の実施結果の点検、改善事項の支援・管理の責務を担っている。構成員は「企画運営協議会規程」にて、学長、学生部長、附属図書館長、各学科長、事務局長、学生部教員主幹（教務委員長）、事務局補佐級以上と定めている。

「大学活動推進委員会」は、学生による授業評価の実施及び点検結果のとりまとめ、学科その他の学内組織の自己点検・評価の実施及び点検結果をとりまとめた『短大組織自己点検・評価報告書』及び短期大学全体の教育研究活動のとりまとめである『年報』の作成、授業方法やカリキュラム内容を改善・向上させるための組織的取り組みと、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動やスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）活動を実施している。構成員は「大学活動推進委員会規程」にて、学長が指名する教授1名、各学科から選出された委員各2名、事務職員1名の計6名と定めている。なお、同委員会については、現在、内部質保証システムにおける役割を学内で検討している段階にあることから、当該短期大学の規模や特性を踏まえ、同委員会の役割の明確化を迅速に行うことが望まれる。

そのほか、教務委員会は、「企画運営協議会」の指示や支援のもと、学科や学生部などの関係部局と連携しながら、授業方法やカリキュラム内容の検討を始めとする短期大学の教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上に取り組んでいる。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を構築していると判断できる。今後は「大学活動推進委員会」の果たす役割をより明確にし、更なる内部質保証体制の整備に努められたい。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を策定するための基本方針として、「3つのポリシーの策定に関する方針」を定めている。同方針においては、3つのポリシーの策定単位は全学、学科、専攻科ごととし、その内容については、「本学の理念・目的及びその下に定めた学科・専攻科の教育目的等に根ざし」「各ポリシーの一貫性・一体性・整合性に留意」するとともに「社会に向けてわかりやすく公開するため、できるだけ具体的に記述」するとしている。また、3つのポリシーの見直しにあたっては、「企画運営協議会」を責任組織として、同協議会及び各学科・専攻科において適切性・妥当性を年度ごとに検証し、必要に応じて改善を図っている。

内部質保証にあたっては、「企画運営協議会」が年度当初に学長の指示を受け、「年間重点項目」を定め、単年度のビジョンと目標を教授会に提示する。各学科・専攻科では、年度はじめの教授会で提示された短期大学全体の「年間重点項

目」及び前年度に「大学活動推進委員会」がとりまとめた『短大組織自己点検・評価報告書』に記載した課題に基づき、新年度の方針を組織内で確認・周知するとともに、各教員は「教員目標設定・成果ふり返しシート」を作成する。同シートでは、年度当初に「学生教育」「研究」「社会活動」「大学運営」「他」の5項目について目標とエフォートを入力し、年度末にその成果と自己評価を行っている。作成したシートを用いて、個別面談を実施することで、全学、学科、教員個人の活動目標等の一貫性・整合性を図っている。

各学科及び専攻科の教育活動に対する点検・評価は、「企画運営協議会」との連携のもと、学科会議の中で継続的・恒常的に行われている。また、各学科・専攻科では、「学修成果の測定・評価に関する方針」（以下「アセスメント・ポリシー」という。）に沿って、「全学レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」の3つのレベルについて、入学時、在学中、卒業時に、定めた方法に基づいて学習成果を測定・評価するとともに、教育活動の恒常的な改善・向上を図ることとしている。

その他、事務局、学生部、付属図書館、子育てカレッジにおいては、年度当初に倉敷市企画財政局の「組織目標設定シート」を作成し、年間の活動方針を定めている。職員は、方針に基づき、年度の間と期末に「行動評価採点シート」と「目標管理シート」の作成及び面談を実施するとともに、定例の打ち合わせ会において活動の実施状況や課題等を継続的・恒常的に共有する体制をとるほか、子育てカレッジにおいては、「子育てカレッジ実行委員会」を開催し、外部委員や学生を含めた構成員が活動の振り返りを行っている。

各学科及び専攻科その他組織において、年度末には、組織の運営に係る全ての活動の実施状況と次年度の課題を『短大組織自己点検・評価報告書』や『年報』等にとりまとめ、「大学活動推進委員会」に提出している。また、「企画運営協議会」では各部局から『短大組織自己点検・評価報告書』等を通じて提示された課題を検証し、短期大学全体の「年間重点項目」を選定し、全学での取り組みが必要な事項は同協議会を中心に改善・向上の計画を立て、特定の組織に関する事項は学科会議等を中心に改善・向上を図ることとしている。

加えて、学外の視点から短期大学の教育活動を点検するために、地域の専門家・有識者から成る外部アドバイザー委員会を設置している。同委員会における協議内容は教授会に報告するとともに、短期大学ホームページにおいて公表し、運営に反映することとしている。

以上のことより、内部質保証システムを機能させているといえる。一方で、「大学活動推進委員会」の役割について、「内部質保証を推進するための方針」の「(2) 手続」において、「学内の各組織は、大学活動推進委員会の指示に基づいて自己点検・評価を行う」と記載があるものの、実際には各組織への指示は

「企画運営協議会」が行っていることから、点検・評価項目②に既述の通り、「企画運営協議会」の役割を明確化し、内部質保証システムをより一層機能させ、改善につなげることが望まれる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

学校教育法施行規則で定められている教育活動等の状況に関する情報を短期大学ホームページにて公開している。具体的には、自己点検・評価に関するデータとして、「学生による授業評価」と「卒業時の学修成果に関する調査」の結果、『年報』（短大の現況、社会活動、教員の主要業績、入試結果、進路状況、カリキュラム、学生生活、主な行事、事業予算等）『学生の研究・活動』『外部アドバイザー委員会報告書』、本協会で認証評価を受審する際に提出した『自己点検・評価報告書』等を冊子又は短期大学ホームページで公開している。その他の諸活動に関しては、地域と連携した活動状況を示すことを目的に、公開講座や出張授業、子育てカレッジのイベントや専門研修講座、倉敷市産学共同研究事業、その他の教職員と学生の社会連携・社会貢献活動に関する資料等を、短期大学ホームページ及び学科等のSNSに掲載している。また、保育学科及び専攻科保育臨床専攻では、教職免許法施行規則の規程を踏まえ、教職課程に関する点検を実施し、その結果を短期大学ホームページに公表している。

公表する情報は、資料を作成する学科・専攻科その他の組織の責任のもとで随時、各組織や個人が直接アップデートすることができ、更新すべき資料が入手できない場合やネットワーク管理者による作業が必要なものについては、「情報システム・IR委員会」が情報を集約し、修正を行っている。

以上のことから、短期大学の自己点検・評価も含めた他諸活動の状況は短期大学ホームページ等で公開されており、学内外問わず閲覧できるよう配慮されていることから、適切に公表されていると判断できる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性についての定期的な点検・評価は、「大学活動推進委員会」が作成する『短大組織自己点検・評価報告書』等の資料に基づき、年度当初に教授会で示した短期大学全体の「年間重点項目」の達成状況を「企画運営協議会」において検討するなかで実施している。

例えば、2017年度の本協会による短期大学認証評価において、「企画運営協議会、自己評価委員会、教授会（下部組織の各委員会を含む）等の各役割や位置付けの明確化・統一化を図るなど、貴短期大学の規模及び実情を踏まえ、内部質保

証システムの構築が望まれる。」とする努力課題が付されたことから、2019 年度に「企画運営協議会」にて協議をはじめ、2020 年度に関連規程等を改正し、自己評価委員会を「企画運営協議会」に統合した。ほかにも、自己点検・評価に係る「自己評価専門部会」「学報編集部会」「FD・SD部会」を統合した「大学活動推進委員会」の新設や、全学の委員会・部会等の効率化と適正化を進めるための組織再編を遂行し、教職員の負担を軽減し活動の活性化を図っている。さらに、教職員が委員会活動及び大学運営に腰を据えて取り組むことができるよう、委員会委員の任期の延長及び「倉敷市立短期大学役付職員選考規程」の改正を行っている。

なお、前回（2017 年度）の認証評価結果における、当該短期大学の規模及び実情を踏まえた内部質保証システムの構築に関する指摘を踏まえ、「大学活動推進委員会」を 2023 年度に設置した。しかしながら、その役割については現在も検討中であることから、より一層の内部質保証システムの充実に向け、これを早急に定めるとともに、点検・評価の結果を体系的・経年的に集積する必要がある。また、「情報システム・IR委員会」においても、学生の入学から卒業までの一貫した学習アウトカムを総合的に把握するには至っておらず、携わる人的・物的資源が限られているといった課題があることから、引き続き内部質保証システムの点検・評価を行い、その結果を基に、より一層機動性を高めて改善・向上に取り組むことが望まれる。

3 教育研究組織

<概評>

- ① 短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるか。

短期大学の理念及び目的に基づき、保育学科、服飾学科の2学科、専攻科保育臨床専攻、専攻科服飾美術専攻の2専攻科を設置している。加えて、目的を達成するために、附属図書館、子育てカレッジ（親子交流広場「くららっこ」）等の教育研究組織を設置しており、これら教育研究組織においては、公開講座等に取り組むほか、地元の主要産業である繊維産業と連携を図っており、社会的要請や地域の環境等に配慮した組織構成となっている。なお、保育学科は、保育士不足解消や現任保育士の質向上といった課題について、行政や業界の要請に応じて各種講演・研修会・ワークショップ・研究指導助言、保育士のキャリア支援研究などに協働・参画している。

以上のことから、短期大学の理念、目的、地域社会からの要請に照らして、学科、専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるといえる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性について、年度末に各学科、委員会、事務局、学生部、付属図書館が当該年度の活動や課題を点検・評価し、その結果を「大学活動推進委員会」が『短大組織自己点検・評価報告書』としてとりまとめている。

自己点検・評価の結果に基づく改善の取り組みとして、2023年より、「企画運営協議会」及び「大学活動推進委員会」を置くなど内部質保証を向上的に行うための組織改編を行っている。また、地域貢献活動においても、2023年度から「地域連携委員会」を設け、これまで『年報』などで各教員や学科ごとに請け負う活動のとりまとめのみならず、その効果を点検し、より効果的に提供する体制を構築した。

さらに、外部点検・評価として、定期的に外部アドバイザー委員会による評価及び短期大学機関別認証評価を受審している。

以上のことから、自己点検・評価を行うことに加え、外部評価を受けることにより、短期大学における活動の改善を図っている。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

大学の理念・目的に基づき、全学（学科全体・専攻科全体）の学位授与方針を定め、例えば、各学科・専攻科の学位授与方針を定めている。具体的には、保育学科及び専攻科保育臨床専攻では、「知識・技能」「汎用的技能応用力」「創造的思考力」「態度・志向性」の4項目、服飾美術学科及び専攻科服飾美術専攻では「知識・技能」「創造力・実践力」「態度・志向性」の3項目からなる学位授与方針をそれぞれ定めている。例えば、保育学科においては、「大学の教育理念や学科の教育目的に基づき、次のような能力を修得し、かつ所定の単位を取得した学生に「短期大学士（教育学）」を授与する」ことを明示したうえで、「知識・技能」として「保育に関する基礎的知識と技能を習得し、倫理観と使命感を備えた専門職業人として質の高い保育を実践することができる」といった具体的な能力等を明示している。

学位授与方針は、短期大学ホームページに掲載しているほか、年度当初の教授会で教職員に周知を図っている。

以上のことから、学位授与方針を適切に定め、社会に公表しているといえる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

短期大学の理念・教育目的及び各学科の教育目的を達成するために「教育課程

に関する方針」として、学科教育課程と専攻科教育課程それぞれの教育課程の枠組み（授業科目群）や、教育課程の編成・実施において責任を負う組織等を定めている。当該方針及び学位授与方針を踏まえ、全学（学科全体・専攻科全体）及び各学科・専攻科の教育課程の編成・実施方針を定めている。例えば、保育学科では、「社会人としての基礎教養を養い、保育者の専門性に繋げるための基礎科目を開講し、講義を中心として実施する」こと等4点、専攻科保育臨床専攻においては、「保育臨床における専門的基礎資質を養うための関連科目を開講し、調査・検証や他者との議論を中心として実施する」こと等4点、服飾美術学科では、「全学共通の基礎科目、及び3つの重点分野（ファッション、デザイン・アート、及び情報・地域・ビジネス）の専門教育科目を学ぶこと」等4点を明示するほか、専攻科服飾美術専攻では、「高度な専門科目の他、インターンシップ制度、企業との共同研究など」を配置すること等2点を定めている。

教育課程の編成・実施方針は、短期大学ホームページにおいて公表している。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針を適切に定め、公表しているといえる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を「基礎科目」と「専門科目」から編成している。

「基礎科目」は、社会人としての基礎的教養を養い、各学科の専門性につなげることを目的とし、「一般教育」「情報」「外国語」「保健体育」の区分ごとに科目を配置している。「専門科目」は学科ごとに編成しており、保育学科においては、厚生労働省の保育士養成カリキュラムに則り、「専門科目」を「保育の本質・目的」「保育の対象の理解」「保育の内容・方法」「実習」「総合演習」の5つに区分し、講義や実技、他者との議論等を通じた学びの後に、2年間の学習の総まとめとして「保育・教職実践演習」及び「総合演習」を配置し、議論や体験を中心とした学習を行うこととしている。また、服飾美術学科においては、「ファッション」「デザイン・アート」「情報・地域・ビジネス」の3コース制を採り、1年次前期に基礎的な知識・技能を習得し、後期に上記3コースの基礎を学ぶ。その後、2年次に総まとめ科目として「卒業研究」を配置している。

専攻科においては、教育課程を専攻科共通科目である「関連科目」と専攻ごとに配置する「専門科目」から編成している。専攻科保育臨床専攻においては、幼稚園教諭2種免許状取得のための基礎資格に従い、「領域および保育内容の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「大学が独自に設定する科目」から教育課程を編成し、「障がい児保育特論」「親子支援演習」等の演習・

実習を通じて保育臨床現場における高度な実践力を身に付けることができるような教育課程を編成することとしている。専攻科服飾美術専攻においては、「専門科目」を「総論」「ファッション」「情報・地域・ビジネス」「デザイン・アート」「共通」「特別研究」の領域に区分し、科目を配置している。また、専攻科保育臨床専攻及び専攻科服飾美術専攻では、総まとめとして「特別研究Ⅰ・Ⅱ」を開講し、少人数教育と対話を重視した指導を行うこととしている。

教育課程を適切に編成するための措置について、授業科目の位置づけや授業期間の設定及び単位制度の趣旨に沿った単位の設定等については学則や教育課程の編成・実施方針との整合性について、毎年度各学科会議でカリキュラムの点検を行い、教務委員会で検討し、教授会の審議を経て確認している。なお、各科目と学位授与方針に明示した学習成果や、教育課程の編成・実施方針の連関について、より明確に学生に示すことが期待される。

以上のことから、教育課程を概ね適切に編成しているといえる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

教育課程の編成・実施方針に基づき、各科目の目的に応じて、講義・演習及び実習の授業形態を採用している。また、学生の学習への主体的参加を促す方策として、実地学習を行っている。例えば、学科においては、ゼミナールごとに保育現場等で活動を行うほか、アパレル企業実習等を行っている。専攻科においても、短期大学内に設けている親子交流広場「くららっこ」における演習や作品展示会を開催している。さらに、学科・専攻科ともに地域で働く保育者や繊維・ファッション企業からの講師による講演等も行っている。加えて、隔年で海外研修を実施するなど、学生の知見を広げるための工夫を講じるなど、適切な授業形態・授業方法により教育を行っている。

各学科・専攻科の入学定員が小規模であることから、1授業あたりの学生数についても適切な規模となっている。さらに、演習や実験等を行う場合に当たっては、クラスを分けることにより、より少人数での教育を行うなど、授業の目的や形態に応じて適正な学生数となるように配慮されている。シラバスについては、毎年度見直しを行い、学生部が確認を行っている。シラバスに基づいた授業が実施されたかについて学生の授業評価を通じて確認しており、科目担当者はその結果を受けて授業改善のための自己点検レポートを作成しており、これを印刷し、学生部カウンターに置くことで学生が閲覧できるようにしている。

当該短期大学においては、1年間に履修登録できる単位数の上限設定は行っていないものの、単位の実質化を図るための措置として、担任やゼミ担当教員による履修指導や個別面談のほか、オリエンテーションにおける履修指導、学生部における履修状況の確認及び学科会議における学生の出席状況・単位取得状況の確

認等を行っている。また、シラバスに「準備学習の具体的な内容」を明示することで、学生に授業外の学習を促すなど工夫を講じている。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を概ね適切に講じているといえる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価方法及び評価基準を「学則」に定め、学生への周知を図るために、学則を『学生便覧』及び短期大学ホームページに掲載するとともに、新入生に対しては、オリエンテーション時に単位制度に関する説明を行っている。

成績評価の客観性、厳格性、公平性・公正性を担保するための措置として、シラバスに評価方法及び基準を明示し、成績評価に疑義がある場合には、所定の期日までに授業担当者又は学生部に申し出ることができる仕組みを設けている。

卒業・修了要件については、学則に定めるとともに短期大学ホームページや『学生便覧』に掲載し、オリエンテーションの際に説明を行っている。また、学生の単位の修得状況を「企画運営協議会」や学科会議で把握しており、「教授会規程」に基づき、教授会の意見を聴いたうえで、学長が卒業・修了の判定を行っている。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与については適切に行われていると判断できる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学位授与方針に定める学習成果を把握し、教育改善に恒常的につなげることを目的として、アセスメント・ポリシーを策定している。同ポリシーにおいては、学習成果を「全学レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」それぞれで把握・評価することを定めている。

具体的な評価指標としては、卒業状況や取得単位数（GPA）、就職率のほか、保育学科及び専攻科保育臨床専攻においては、資格・免許取得者数等を指標に挙げるとともに、「学生による授業評価」「教養科目に対するアンケート調査」「学生満足度調査」等を実施している。これに加えて、2021年度からは学位授与方針に明示した学習成果の達成度を測定するため、「卒業時の学修成果に関する調査」を全学で実施し、その結果を短期大学ホームページに掲載している。このほか、保育学科においては、学生の保育士及び幼稚園教諭として必要な知識・技能の習得状況を、履修カルテを用いて評価するとともに、服飾美術学科及び専攻科服飾美術専攻では「卒業制作展」を通じて評価するなど、各学科・専攻科で学習成果の把握・評価に努めている。

以上のことから、学生の学習成果を概ね適切に把握・評価しているといえる。

- ⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程・教育方法の適切性については、「内部質保証を推進するための方針」に基づき、「大学活動推進委員会」、学生部、教務委員会及び学科・専攻科において点検・評価を行い、その結果を「企画運営協議会」に報告している。報告を受けた「企画運営協議会」は、点検と改善のための協議を行い、その結果を年間重点項目として教授会上に上程し、担当組織と連携しながら改善につなげることとしている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上を行った事例として、2023年度に学生の学びに対する意欲向上を目的として、GPAの分類の見直しを行ったほか、保育学科においては、2020年度からクラス担任制度及びチューター制度を採り入れるなど、学生の学習状況の把握やコミュニケーションを円滑に行うための仕組みの整備を行った。また、教育課程における改善・向上を図った事例として、学科共通の基礎科目として「倉敷学」を開講したこと等が挙げられる。

以上のことから、「企画運営協議会」によるマネジメントのもと、点検・評価を行い、教育課程及びその内容、方法の適切性を点検・評価し、改善・向上を図っていると判断できる。

- ⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（専門職短期大学及び専門職学科のみ）

該当なし。

5 学生の受け入れ

<概評>

- ① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針については、理念や教育目的に即して、全学、各学科・専攻科単位で「1. 大学教育を通じてどのような力を発展・向上させるのか」「2. 入学者に求める能力は何か」「3. 入学するまでに培った能力をどのように評価するのか」の3点について定めている。

例えば、保育学科では入学者に求める能力として、「学問としての保育を学ぶために必要な高校卒業程度の基礎学力」「実践としての保育を学ぶために必要な基本的能力（行動力、表現力、判断力、思考力、省察力など）」等5項目を定めている。また、専攻科保育臨床専攻においては、「学問としての保育に関する専門的知識・保育実践に係る専門的スキル」「保育をめぐる課題への高い関心・課題に取り組む熱意」等の5項目、服飾美術学科においては、「修学に必要な高校卒

業程度の基礎能力」「繊維・アパレル産業を基盤にしたファッション、デザイン・アート、及びビジネス領域の修学に興味があり、意欲的に学ぶ姿勢」の2項目を、専攻科服飾美術専攻では、「分野に対する基礎的知識・技能」「修学に対する関心と熱意・主体性」など4項目を定めている。

学生の受け入れ方針の設定に関しては、「企画運営協議会」が責任委員会となり、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や入学希望者に求める水準等の判定方法を各学科会議、入試委員会、「企画運営協議会」、教授会の議を経て、学長が決定している。

方針の公表・周知に関しては、「学生募集要項」、短期大学ホームページ、「KURATAN CAMPUS GUIDE」に掲載し、社会に公表している。また、「KURATAN CAMPUS GUIDE」では、高校生や保護者、高等学校関係者に対し理解が深まるように平易な言葉で説明し、媒体や表現の工夫により、情報の得やすさ、理解のしやすさに配慮している。

以上のことから、学生の受け入れ方針を定め、適切に公表していると判断できる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

各学科、専攻科の学生の受け入れ方針に従って、多様な入学者選抜区分・方法を採用している。保育学科は、学校推薦型選抜（市内・市外）【専願】、一般A選抜（大学独自試験）【併願】、総合型Ⅲ期選抜【併願】、社会人特別選抜【併願】、帰国生特別選抜【併願】、外国人留学生特別選抜【併願】、一般B（大学入学共通テスト利用）選抜【併願】の7つの選抜区分で実施している。服飾美術学科は、総合型Ⅰ期【専願】、学校推薦型選抜（市内・市外）【専願】、一般A選抜（大学独自試験）【併願】、総合型Ⅱ期・総合型Ⅲ期選抜【併願】、社会人特別選抜【併願】、帰国生特別選抜【併願】、外国人留学生特別選抜【併願】、一般B（大学入学共通テスト利用）選抜【併願】を実施している。専攻科においては、一次選抜、二次選抜の2つの選抜区分で実施している。

学生募集方法として、学生募集要項、短期大学ホームページ等による周知のほかに、「進学ガイダンス」、オープンキャンパス、高等学校訪問を行っている。授業料その他の費用や、市及び民間機関の経済的支援に関する情報については、「学生募集要項」「KURATAN CAMPUS GUIDE」で公開している。受験に際し配慮を必要とする志願者に対しても、「障がい学生支援委員会」が協議し、合理的配慮を決定している。

入学者選抜の運営に関しては、学校教育法、学則及び「倉敷市立短期大学入試委員会規程」に基づき実施している。実施にあたっては、入試委員会、学生部が

責任主体となり、入試委員会においては「入学者選抜の方法と実施、点検についての基本方針等に関する事項」や「入学試験に関する事項」「その他入学試験・広報に関すること」を協議し、学生部においては日程管理や募集要項の作成等の事務業務を担っている。また、公正な入学者選抜を行うため、「実施要領」「入試実施マニュアル」を作成している。各選抜試験の作問は、学長が委嘱する問題作成委員が行い、出題点検委員による点検が行われている。また、採点は受験者の氏名と受験番号をマスキングのうえ、複数人が採点することで公平性を確保している。過去問題の配布と公開や、指定校推薦を除く全ての入学試験での成績開示を行っている。

以上のことから、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

入学定員及び収容定員は学則に定めている。短期大学全体として見ると、2023年度までの過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均、収容定員に対する在籍学生数比率の平均は概ね適切に管理されているといえる。

在籍学生数の管理に関しては、学科会議、入試委員会、外部アドバイザー委員会、「企画運営協議会」において行っている。また、収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足が生じた場合は、各学科・専攻科、入試委員会において協議を行い、対応を行うこととしている。

なお、2024年度においては、服飾美術学科の志願者数及び入学定員充足率、収容定員充足率が低下傾向にある。

また、専攻科については、これまで定員が超過傾向にあったものの、2023年度に両専攻科の定員を増加したことにより、改善傾向にある。くわえて、各専攻科において適切な指導が実施できるように、入学定員率及び収容定員率を管理している。

以上のことより、概ね適切に学生を受け入れているものの、各学科とも志願者数が減少傾向にあり、学科によっては入学定員充足率が1.00に満たない年度もあることから、今後、教職員が協働し、特に市内の高等学校との連携、情報交換を行い、信頼関係についても一層の強化を図るとともに、志願者確保に向けてDX活用も含め、更なる改善に取り組むことが望まれる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性に関して、毎年度、入学者選抜の結果をもとに、学科

会議、入試委員会、外部アドバイザー委員会、「企画運営協議会」において、学生募集及び入学者選抜の適切さや有効性を点検・評価し、改善を図っている。

入試委員会、「企画運営協議会」、教授会では各入学者選抜方法に関して、受験者数及び入学者数を点検・評価している。学生募集と入学者選抜の方針と実施方法との整合性に関しては、各入学者選抜終了後に開催する全体の反省会や学科会議で、学生の受け入れ方針をはじめ、具体的な運営上の問題に至るまで全体的な点検を行っている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上については、指摘のあった事項を直近の入試委員会で分析・検討し、緊急に対策を講じる必要のある件については速やかに対応することとしている。また、年度末にはその内容を「今年度の課題と達成状況」として報告書にまとめるとともに、入試委員会や各学科会議で次年度に向けた入試の方針や実施方法を修正する際に活用している。点検・評価の結果を踏まえ、学科の学びを更に深め、地域社会に貢献しうる人材を育成するために、2023 年度選抜入学試験から各専攻科の入学定員を増やしていることに加え、2025 年度入学試験から保育学科の総合型 I 期選抜を実施し、受験機会の拡充を計画するなど、学生受け入れの改善に取り組んでいる。

以上のことから、学生の受け入れの適切性を定期的に点検・評価し、改善・向上につなげていると判断できる。

6 教員・教員組織

<概評>

- ① 短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

「求める教員像及び教員組織の編成方針」を定め、求める教員像を明示している。具体的には、全学科・専攻科では「地域に密着した高等教育機関として、情報教育、外国語（国際理解）教育、健康・スポーツ等、幅広い教養と想像力・実践力を身につけた人材を育成できる教員」、保育学科・専攻科保育臨床専攻では「地域における学術交流及び保育・教育研修等に携わり、そこで得られた知見を授業や研究に還元できる意欲・能力をもち、保育者養成教育の質と専門性の向上を目指す教員」、服飾美術学科・専攻科服飾美術専攻では「社会への貢献を根源的使命として自らの専門性を高め、繊維・アパレル、デザインおよびその関連産業へのイノベティブな研究成果の弛まぬ発信と、地域産業から求められる有能人材の育成に長けた、創造力と多角的視野を持った主体的で機動力のある教員」と定めている。また、同方針には、教員組織の編制にあたっては「人事委員会の責任体制の下で教員組織の在り方を検討し、整備を行う」ことを明示している。

「求める教員像及び教員組織の編成方針」は短期大学ホームページに掲載し、

社会に周知を図るとともに学内外に共有している。

以上より、理念・目的に基づき短期大学として求める教員像、教員組織の編制に関する方針が明示されていると判断できる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

「求める教員像及び教員組織の編成方針」に基づき、短期大学設置基準を満たした教員組織を編制している。特に保育学科・専攻科保育臨床専攻では、教員・保育士養成の専門職養成機関であることから、関係法令に則り、教員・保育士養成に係る専門教員を配置している。

教育上主要な授業科目の多くは専任教員が担当している。また、教員の年齢別構成については、服飾美術学科において、50代の教員数が他の年代と比べて多い傾向が見られるが、その他の教員の職位別構成人数、男女別構成人数等からも概ね適正に教員が配置されていると判断できる。

各学科及び専攻科において、一部教員は基礎科目を中心として両学科の授業を担当している。該当する教員の担当コマ数は1～3コマであることから、適切に運用していると判断できる。他短期大学・企業等を兼務する専任教員に関しては、「学外の非常勤講師を兼務する場合の運用の内規」に基づき、教授会の意見をもとに学長が決定している。

教員と職員の役割分担・責任の明確化、協働・連携として、学生部に、学生部長、学生部教員主幹、附属図書館長と専任教員が事務職員として兼務している。また、事務局・学生部の職員が、各種委員会に委員として配置されている。

なお、教員組織の構成にあたっては、短期大学設置基準や独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による教員組織及び授業担当教員審査（特例適用認定課程も含む）を遵守している。また、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在及び各教員の役割に関しては、「倉敷市行政組織規則」に明示している。

指導補助者については、各学科及び専攻科において授業の内容及び進め方を確認したうえで、指導補助者の有無を判断している。指導補助者が必要であると判断した場合は、各学科及び専攻科で候補者を選定した後、指導補助者の履歴書・教育研究業績書等を「企画運営協議会」で確認・協議し、教授会に履歴書等を抜粋したものを資料として上程し、教授会の意見を聴いたうえで学長が決定している。

以上のことから、教員組織の編制に関する方針に基づいて、教育研究活動を展開するために、適切に教員組織を編制していると概ね判断できる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

倉敷市立短期大学

教員の採用に関する基準及び手続に関しては、「倉敷市立短期大学教員昇任に関する選考規程」及び「倉敷市立短期大学教員昇任に関する選考規程細則」を援用して行っている。教員の募集、採用は、教員採用選考委員会が作成した原案に基づき、人事委員会が採用人事案を協議する。採用人事案は、教授会において人事委員会で任命された調査委員長が採用理由を説明し、教授会の意見を聴いたうえで学長が決定する。なお、職位の判断は、応募書類（履歴書・教育研究業績書等）及び面接（模擬授業を含む）、教員の職位別構成人数（比率）、教員の年齢別構成人数（比率）、教員の男女別構成人数（比率）、「倉敷市立短期大学教員昇任に関する申し合わせ事項」等を総合的に判断して決定している。

教員の昇任に関する基準及び手続については、毎年、学長が教授会において、全教員にその年度の研究業績の提出を求めており、過去の研究業績を踏まえ、2名以上の教授が推薦した場合に、「教員昇任選考委員会」を設置し、その結果は教授会で報告する手続となっている。教授の推薦に関しては、「倉敷市立短期大学教員昇任に関する選考規程」及び「倉敷市立短期大学教員昇任に関する選考規程細則」に基づき実施している。昇任にあたっての教育・研究業績等の各職階における適合基準については、「倉敷市立短期大学教員昇任に関する申し合わせ事項」に定められており、公正性が保たれている。なお、毎年度、人事委員会は「倉敷市立短期大学教員昇任に関する申し合わせ事項」の内容を確認し、業績評価のあり方について検討している。

以上のことより、教員の募集、採用、昇任については概ね適切に実施していると判断できる。しかしながら、教員の採用に関する基準及び手続に関しては、「倉敷市立短期大学教員昇任に関する選考規程」及び「倉敷市立短期大学教員昇任に関する選考規程細則」を援用して行っているが、援用することは当該短期大学内での申し合わせにとどまることから、規程化するなど明文化することを検討されたい。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

FD活動の組織的な実施は、「大学活動推進委員会」が担っている。「大学活動推進委員会」は、FD・SDの啓発及び、情報収集及び提供、その他FD・SDに関することを協議している。

FD研修については、例えば2022年度は「繊維のまち児島のはじまりー北前船と綿作を中心にー」「認証評価と大学運営ー受審に向けた準備のためにー」をテーマとして開催するなど、毎年度研修を行い、教員の資質向上を図っている。また、新任者は、倉敷市が実施する「初任者研修」や、役付職員（学生部長、図書館長、学科長）及び事務局長による「新任・FD・SD研修」を受講している。

さらに、前期・後期のオリエンテーションへの参加を義務づけることで、教員としての自覚を高め、教育研究活動への円滑な導入を図ることができるよう支援している。

教員の教育、研究、社会活動の評価とその結果に関しては、『年報』としてとりまとめ、刊行するほか、短期大学ホームページで大学内外へ公表を行っている。教員の教育活動については、年に2回前期・後期の授業終了時に学生による授業評価を実施し、各教員が授業評価を行った点検・評価の結果を「自己点検レポート」としてとりまとめ、「大学活動推進委員会」にて集約し、「『学生による授業評価』報告書」を作成し、短期大学ホームページで公開している。

研究活動の活性化を図る取り組みとして、学長、学生部長、図書館長、学科長を除く教員に対し週1日の研修日を認めているほか、夏季・冬季・春季の長期休業中に長期研修を取得することを可能としている。

以上より、FD活動を組織的かつ多面的に実施し、教育の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていると概ね判断できる。

- ⑤ 併設大学がある場合、各々の人員配置、人的交流等、短期大学と併設大学との教員及び教員組織の関係を適切に保っているか。

該当なし。

- ⑥ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性については、教員の資質の向上に関する点検・評価と、人事に関する点検・評価を行っている。

教員の資質の向上に関する点検・評価としては、「大学活動推進委員会」において、「年報の編集、公開、その他年報に関すること」「FD・SDの啓発及び推進、情報収集及び提供、その他FD・SDに関すること」「授業評価の計画及び実施、検証、報告、活用、その他授業評価に関すること」等を協議し、「短大組織自己点検・評価報告書」にとりまとめている。このときに、各種委員会及び関係部局において前年度実績と本年度実績の効果測定と比較検討と次年度に向けての短期・中期課題の設定を行うことで、教育の質及び施設管理、教務事務を検証する機能を担保している。

人事に関する点検・評価としては、特に教員の採用や昇任にあたり、人事委員会が行った協議の内容を年度末に『短大組織自己点検・評価報告書』にとりまとめ、教員に周知している。なお、希望する教員は学長との面談が可能であり、教育・研究活動等に関するアドバイスを受けることができる仕組みとなっている。

点検・評価結果に基づく改善・向上に関しては、年度末に全教員が「教員目標

設定・成果ふり返しシート」を作成し、教授はその「教員目標設定・成果ふり返しシート」を基に学長の面談を受け、准教授以下は、主に学科長による面談を受ける。

以上のように、教員組織の適切性について点検・評価を行っているとは判断できる。

7 学生支援

<概評>

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。

「学生支援に関わる方針」として、「修学支援」「生活支援」「進路支援」の3側面から学生支援を行うことを定めている。具体的には、修学支援については「修学支援の必要な学生を把握するため、教務委員会を中心に全学生の履修や学業状況の情報を収集し、科目担当者や担任と連携をとりながら早期に対応を図る」等3項目を、生活支援については「学生の正課外活動等の充実をはかるため、クラブ、学生会及び大学祭実行委員会への支援体制を整備する」等4項目を、進路支援については「学生部及びキャリア支援委員会が中心となり学科長、クラス担任、ゼミ担当と連携し、就職や進学等の進路選択、就職活動を組織的に支援する」等2項目を定めている。

「学生支援に関わる方針」は、教授会において学内構成員に共有しているほか、短期大学ホームページに掲載することで社会に公表している。

以上のことから、当該大学は学生支援に関して適切に方針を定めていると判断できる。

- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

「学生支援に関わる方針」に基づき、修学支援については教務委員会、生活支援については「学生生活委員会」「進路支援キャリア支援委員会」が責任組織となる体制を構築している。

当該短期大学においては、担任制、チューター制（1年次生）、ゼミ担当制（2年次生）を採り、より学生の相談に応じやすい体制を整備している。そこで得た学生情報については、保育学科・服飾美術学科とも学科会議において学生の状況に関して情報共有を行い、学科全体で支援を行う体制を構築している。2024年からは空き教室を活用して「学生相談室」を設置し、外部心理士が相談対応を実施している。なお、今後は学生相談能力向上に向けた教員による取り組みの実施が望まれる。

倉敷市立短期大学

補習・補充教育に関しては、保育学科では入学前学習やピアノ個人レッスン、公務員試験対策講座などを行っているが、服飾美術学科ではオフィスアワーの設定のみとなっている。障がいのある学生への支援については、2023年度に「障がい学生支援委員会」を設置するとともに、対応要領等も定め、複数の窓口を設け支援にあたっており、支援実績も年々増加している。また、成績不振及び留年・休学については、「企画運営協議会」で学生情報を構成委員に共有し、各学科の指導に生かすこととしている。

経済的支援については、独立行政法人日本学生支援機構及び倉敷市独自の奨学金を設けるほか、授業料減免や徴収猶予などの措置を講じている。経済支援に関する情報は、「学生便覧」「学生募集要項」「KURATAN CAMPUS GUIDE」、短期大学ホームページに掲載するとともに、学期始めのオリエンテーションでの奨学金説明会等でも学生への周知を図っている。

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮に関しては、非常勤の養護教諭が主担当となり対応している。同教諭は学外で開催される研修会にも参加し、学生のさまざまな健康相談に対応できるよう相談能力の向上を図っている。しかし同教諭の対応が不可な時間もあることから、適切な運用に向けて体制の見直しを図ることが望まれる。また、専属のカウンセラーは配置していないが、学生部に所属している看護師資格及び養護教諭資格を有する職員が対応し、相談の内容によっては専門機関を紹介するなど対応を行っている。ハラスメントに対する対応については、「人権・ハラスメント委員会」が責任組織となり、学生に対する説明や資料の配付・掲示などを行っている。また、ハラスメントに関する相談は、学生部の相談窓口に加え、各学科にハラスメント相談員を配置し、対応にあっている。また、毎年学生・教職員を対象とした「人権教育講演会」を開催し、人権に対する意識向上を図っている。ハラスメント防止の観点から2023年度より全学的な調査を隔年で実施することとし、その結果については、人権ハラスメント委員会で集計・分析した後教授会で全教員向けに報告するとともに、内容について対応を行っている。

進路支援に関しては、学生部及びキャリア支援委員会が中心となり、学科長やクラス担任、ゼミ担当と連携して組織的に行っている。保育学科では実習巡回時等に、服飾美術学科ではインターンシップ等の際に卒業生の就職先に訪問し、卒業生の職場への適応状況等の把握に努め、その情報を授業や学生指導に活用している。また、1年次後期に「新入生進路調査」を実施し、その調査結果を全教員に共有し、進路支援に役立てているほか、1年を通じて就活セミナーを開催している。さらに、1年次に「キャリアデザイン」を開講し、就職活動の始め方などを教えている。加えて、保育学科では、卒業生や倉敷市の保育関係者を招いた就職懇談会や倉敷市民間保育所ガイダンスも開催し、同市内の保育所を広く知る機

会を設けるとともに就職説明会も実施するなどの取り組みを行っている。服飾美術学科では、地元企業と協力して「インターンシップ」を実施するほか、ホームカミングで卒業生を招き、具体的な仕事や就職への心構えなどを聞く機会を設けるなどの取り組みを行っている。

これらの学生支援に対する取組については、隔年で実施している学生満足度調査で学生ニーズ等の確認を行い、そこで示された課題については適宜解決に向けて取り組むとともに、2023年度にはFD・SD研修会においてテーマとして取り上げ、教職員間で情報と問題意識の共有を図り、それを基に2024年度には学生支援をテーマとした研修も実施するなど、改善に活用している。

以上のことから、方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施しているといえる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性については、隔年で全学生を対象に学生満足度調査を行い教授会で情報共有を行うことで、改善・向上につなげている。また、学生に対してはオリエンテーション等で調査の結果を説明している。

さらに、キャリア支援委員会では、2022年度から「新入生進路調査」を実施し、学生のニーズに合ったセミナーを精査し、授業やセミナーの内容の見直しを行った。その他支援についても、FD・SD研修会での情報共有や、ハラスメントに関する調査を始め、その結果を教職員だけでなく学生にも公表している。学生支援の適切性については、各支援を所管する委員会において点検・評価及び改善に向けた検討等を行い、その結果を企画運営協議会に報告、教授会を通じて全教員に共有することで、改善・向上に繋げている。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえ、「教育研究環境に関する方針」を定めている。同方針においては、「目的」として、「本学の理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動が適切な環境で行われるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を定めます」と明示したうえで、「校舎・施設・設備の整備」「ICT環境の整備」「図書館および学術情報サービスの整備」「教員の教育・研究等環境の整備」「研究倫理の遵守」の各項目について、環境の整備に向けた方針を定めている。

上記の方針は、学内の各種委員会や学科会議及び関連する事務組織において調整を図ったうえで、「企画運営協議会」が最終協議することで方針案を作成した。さらに、教授会において同方針案について全専任教員の意見を聴いたうえで学長が決定している。このようなプロセスを経ることで、方針を学内で共有している。また、同方針は短期大学ホームページを通じて社会にも公表している。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を適切に定め、公表しているといえる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

短期大学設置基準を満たす校地及び校舎面積を有し、講義室や実験・実習室、図書館、情報処理室、CAD・CG教室等を整備している。学生の自主的な学習を促進するための環境整備として、保育学科においては「保育学科サロン」を設けている。同サロンでは、学生の個人学習や教員による個別指導を可能としている他、ピアノ練習室を設置している。服飾美術学科においては被服実習室を2室設け授業での使用時以外は学生が自由に利用できることとするなど、各学科の特徴に合わせた環境を整備している。

施設設備等の維持・管理、安全及び衛生の確保について、校舎の老朽化や一部校舎の耐震性の不足といった問題が生じている。これについては、設置者である倉敷市が2022年に策定した「倉敷市公共施設個別計画」において、公共施設を児島地区市街地に複合化することが検討されており、「児島地区公共施設複合化基本構想」及び「倉敷市児島地区公共施設再編整備基本計画」に基づき、当該短期大学についても2028年度から新たなキャンパスに移転することを予定している。これにより問題が解消できる見込みであることから、倉敷市と連携し着実に計画を進めることが期待される。なお、2027年度までは現在の校舎を利用することから、安全性の確保に向け、対策を講じることが望まれる。

ネットワーク環境やICT機器等の整備については、学内に複数の専用ネットワーク回線を整備するとともに、情報処理室やCAD・CG教室等に共用パソコンやプリンタを設置しているが、ネットワークへのつながりにくさや機器の管理状態が不十分であることなど、課題が残っていることから、より一層の整備が望まれる。教職員及び学生の情報倫理の確立に向けた取り組みとしては、「情報セキュリティポリシー」を踏まえ、対応を行うこととしている。学生に対する情報倫理教育として、授業内で外部機関が提供する教材を利用している。

キャンパスの環境整備として、多目的トイレや一部校舎間の連絡通路にスロープを設置することでバリアフリー化を図っている。しかしながら、構造上スロープの設置ができない校舎もあるなど全面的な対応は行えない状況にある。これに

については、前述した新キャンパスへの移転の際に解消することが見込まれている。また、学生の意見を汲み入れる取り組みとして、新型コロナウイルス感染症が拡大する以前は、学生と教職員の意見交換の場として「KCCティータイム」を開催し、学生の要望を聞き取り、改善に取り組んでいたとのことであるが、現在、再開の目途は立っていないことから、学生と教職員からの意見聴取の仕組みを新たに構築することを期待したい。

以上のことから、一部改善の余地はあるが、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有しているといえる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書やその他学術情報等の整備に関しては、設置する学科・専攻科の専門分野に応じて収集を行っている。選書は司書が行うほか、全教員に推薦図書や情報提供を依頼することでカリキュラムに沿った資料を収集している。また、学生の興味・関心に沿った資料の選定を行うために学生図書委員も選書を行っている。電子資料についても外部データベースの導入等を行っている。加えて、県内の公共図書館及び大学図書館との連携を行うことで学生・教職員の利便性向上に努めている。

図書館には、必要な閲覧席やデータベース及びインターネット等利用端末を設置している。また、保育学科の実習期間においては図書館の閉館時間を延長するなど学生の学習に配慮するとともに、司書資格を有する職員を配置して管理・運営を行っている。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整えているといえる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

短期大学の理念・目的及び各学科・専攻科の目的の実現に向け、保育及び服飾美術に関する専門的な理論と実地的な技能の教授及び研究を重ねることを、研究に対する基本的な考え方としている。また、この基本的考え方を実現するため「教育研究に関する方針」を定めている。

研究費の支給に際しては、個人研究費、共同研究費、産学研究費を支給しており、このうち、個人研究費については学長を含めた全ての教員に支給している。共同研究費については、常勤教員の共同研究に対して予算を申請件数で均等割りしたうえで、「共同研究費による研究実施要領」に基づき事務局が執行している。さらに、産学共同研究費は、倉敷市の繊維関連企業との産学共同研究費として毎

年予算を確保している。研究室は専任教員全員に各1室、兼任教員及び助手には共同研究室を提供し、インターネットやイントラネット環境を整備している。また、学長、学生部長、図書館長、各学科長以外の専任教員には授業期間中に週1日の研修日を学長の承認を受けて設けるほか、国内外での教育研究機関における研修制度を規定している。しかしながら、「教員学外研修規程」に基づく長期研修については、2003年度以降利用実績がないことから、更なる研究活動の活性化が望まれる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程の整備については、「研究倫理委員会」が責任主体となり、人間を対象とした受託研究を含む研究のうち、倫理上の問題が生じる恐れのある研究や研究成果の公表を行う場合の留意事項及び手続を定めている。研究倫理に関連する規程として、「倉敷市立短期大学における研究活動に関わる不正行為への対応に関する規程」「研究データの保存及び開示等に関するガイドライン」等を規定し、整備を行っている。なお、研究倫理に関する学内審査機関に関しては、「研究倫理委員会」及び学長が設置する「予備調査委員会」がその責を担っている。

コンプライアンス教育及び研究倫理教育については、毎年教授会において情報共有を行い、外部団体が提供するeラーニング教材の受講を促している。しかしながら、教職員の受講状況が芳しくないことから、受講率向上に向けた取り組みが望まれる。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を概ね適切に講じているといえる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究環境の適切性については、「教育研究環境に関する方針」に基づき関係委員会等の組織が自己点検・評価を実施し、その結果に対する「企画運営協議会」の議を経て年度ごとの「年間重点項目」に反映させたものを、教授会の意見を聞いたうえで学長が決定するというプロセスで、改善・向上を図っている。この過程において、学生部は、『短大組織自己点検・評価報告書』に示した「主な活動内容」にしたがって、学習環境や学生生活環境に関する個別事案の点検・評価を行っている。その結果を踏まえ、学生部長や学生部職員が出席する委員会等での提言や協議を通じて、コロナ禍における遠隔授業への対応や、危機管理委員会と連携した安全な学習環境の整備、事務局との協働による障がい学生支援のためのトイレ改修、カウンセラー採用とカウンセリングルームの確保などを実現し

ている。

以上のことから、教育研究等環境の適切性を点検・評価しているといえる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

- ① 短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

「社会連携・社会貢献に関する方針」として、「教育研究成果の地域社会への還元のために、（１）公開講座の開催、（２）リカレント教育への対応、（３）地域社会との交流、（４）倉敷市との連携、（５）倉敷市の企業・民間団体との提携、（６）子育てカレッジ（親子交流広場“くららっこ”）の社会活動、（７）教職員・学生の社会活動、（８）海外での研修や教育プログラム等を通じて、グローバルで高度な教育が受けられる場を提供する」こと等を定めている。

方針は短期大学ホームページに掲載することで、社会に公表している。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針を適切に定め、明示しているといえる。

- ② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、「企画運営協議会」の支援・助言のもと学科・専攻科、附属図書館、子育てカレッジ、「産学共同研究推進委員会」及び「地域連携委員会」において、さまざまな地域連携・地域貢献活動を行っている。

具体的には、保育・福祉関係の現職者を対象とするリカレント教育として、講演会・研修会を実施しているほか、公開講座や高等学校の生徒を対象とした出張授業を行っている。

特長的な取り組みとして、子育てカレッジにおける地域の保育・子育て支援活動や地元産業界と行う産学協同事業がある。地域の子育て支援拠点として設けられた子育てカレッジにおいては、専任保育士が常駐し親子交流の場を提供する親子交流広場「くららっこ」等を開催している。さらに、子育てカレッジでは、教職員及び保育学科・専攻科保育臨床専攻の学生を中心に、国際ボランティア組織として活動する「国際ソロプチミスト児島」のシグマソサエティに認定された「倉敷市立短大子どもの劇場」（以下「子どもの劇場」という。）や「運動体験部」を行っている。このうち、「子どもの劇場」では、子どもたちに健康で明るい生の文化（舞台芸術）を提供することを目標として、学生劇団が保育所やその他の医療・福祉施設や公共施設など、さまざまな場所で演劇や人形劇、絵本の読

み聞かせなどの公演活動を行っており、「運動体験部」では、「親子ふれあいパーク」を開催し、学生が企画・運営を担い、子どもたちと運動を通じた交流を行っている。これら活動により、地域の子育て支援関係者や地域住民に子育て支援モデルを提供している。また、「産学共同研究推進委員会」及び「地域連携委員会」を中心として産学連携事業を行っている。服飾美術学科及び専攻科服飾美術専攻においては、2005年以降、継続して倉敷市や市内に所在する企業と連携して共同研究を実施し、2023年度には酷暑環境における快適な作業着の開発のための研究を行うなど地域産業の活性化に寄与している。これに加え、倉敷市が行う「倉敷未来プロジェクト」の一環として、地元のショッピングモール及び倉敷市と連携し、ファッションショーを開催している。このように、各学科・専攻科の特性を生かした活動を展開し、教育研究成果を地域に還元するとともに、各活動に学生が主体的に参加することで成長機会につなげていることは高く評価できる。

なお、上記の取り組みについては、データを『年報』や『学生の研究・活動』、短期大学ホームページに掲載し、社会に公表している。

以上のことから、「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、さまざまな地域連携・地域貢献を行っており、かつ、その取り組みは、学科・専攻科の教育研究成果を適切に社会に還元するものとして評価できる。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価は、各種取り組みの主体である学科・専攻科、附属図書館、子育てカレッジ（親子交流広場「くららっこ」）、「産学共同研究推進委員会」及び「地域連携委員会」が自己点検・評価を行い、「大学活動推進委員会」が点検・評価の結果を踏まえて『年報』及び『短大組織自己点検・評価報告書』を作成し、「企画運営協議会」に報告している。「企画運営協議会」は、学長の指示のもと「大学活動推進委員会」の報告内容の検証を行い、外部アドバイザー委員会の意見を聴いたうえで改善が必要だと判断した事項について、当該組織に対して改善活動を行うことを指示することとしている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上としては、2023年度に委員会再編を行い、「地域連携委員会規程」を整備するとともに、これまで設置していた公開講座委員会や高大連携部会、国際交流委員会の機能を担う「地域連携委員会」を新たに設置することで、短期大学として地域連携を推進する体制を構築している。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上を図っているといえる。

<提言>

長所

- 1) 地域に密着した短期大学として、学科・専攻科の特性と地域性を生かしたさまざまな社会連携・社会貢献活動に取り組んでおり、短期大学に設けられた地域の子育て支援拠点である子育てカレッジでは、親子交流広場「くららっこ」、子どもの劇場、運動体験部による「親子ふれあいパーク」等の活動を通じて子育て支援モデルを提供するほか、産学連携事業として、長年にわたり倉敷市や市内に所在する企業との共同研究を行い、新商品の開発に取り組むなど地域産業の活性化に寄与している。このように恒常的に教育研究成果を地域に還元するための活動を実施し、成果を上げていることは理念を実現するものとして評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。

「大学管理運営に関する方針」として、「保育及び服飾美術に関する専門的な理論と実際的な技能の教授及び研究を行うことにより、教養豊かな社会人を育成することを具体化し、確実・迅速に実現しうる実行力のある管理運営体制を整備・検証する。その上で、本学の目的の実現を担保することができる管理運営体制を構築する」ことを定めている。

なお、当該方針は、倉敷市立大学審議会答申を踏まえた「倉敷市立短期大学の在り方等の検討結果報告について」による長期的な方針と、2021年度から2025年度までの5か年計画である「倉敷みらい創生戦略」による中期的な方針に基づいて定めている。また、今後のビジョンとして「地域に開かれ、地域と協働する市立短期大学」を標榜する「倉敷市立短期大学中長期ビジョン」を策定している。

「大学管理運営に関する方針」は、短期大学ホームページに掲載し、社会に公表している。

以上のことから、大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているといえる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

「倉敷市立短期大学職員職務」に基づき、学長を始めとする所要の職を置き、また、管理運営の意志決定プロセスとして教授会、「企画運営協議会」、各種委

倉敷市立短期大学

員会を組織している。

また、外部アドバイザーに対して現状の大学運営に対して説明を行い、委員よりさまざまな意見聴取を行い、それらに対応する事で、適切な短期大学運営がなされている。

学長等の役職者の権限や教授会等の各組織における権限や所管する項目については、「倉敷市立短期大学規程集」にそれぞれ定めている。また、「倉敷市行政組織規則」において、各職の職務について定めている。

当該短期大学の意志決定に関しては、事務組織である事務局・学生部及び附属図書館、教学組織である保育学科・服飾美術学科、事業組織である各委員会等の各課題等を連携して調整を行った後、全学的な内部質保証機関である「企画運営協議会」において方針案等を作成し、教授会の意見を聴いた後、学長が最終決定を行うこととしており、適切である。

上記の通り、当該短期大学では大学運営に係る組織について規程に定め、それに沿った意思決定等を行っているとして評価できる。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

当該短期大学は倉敷市の直轄であり、予算編成及び執行に関しては、倉敷市の規程に準拠して行われている。

具体的には、毎年10月に倉敷市より提示される「予算編成方針」に基づき、同市財政課に対して予算要求を行い、財政課・市長の査定の後、予算編成を行っている。執行にあたっては、一部事業を除き倉敷市の財務規則に則り、適正に行うよう「教員研究費の流れ・共同研究費について」等のマニュアルを、教授会を通じて全教員に配付し、周知を図っている。執行した予算については、倉敷市の監査委員による監査を受審した後、最終的には倉敷市議会の承認を得ている。

当該短期大学の予算執行に関しては、上記の通り倉敷市の監査を受審しており、透明性は確保されている。

以上のことから、予算編成及び執行については適切に行われている。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織の編成としては、大学運営全般を所管する事務局、教務事務及び学生支援等を所管する学生部の他、附属図書館を置いている。

各組織について、事務局は事務局長以下5名で構成しており、内2名は会計年度任用職員である。学生部は専任教員から任命する学生部長・学生部主幹のほか、事務職員5名で構成しており、内2名が会計年度任用職員であり、その他親子交流広場等子育てカレッジ事業を担当する保育士として会計年度任用職員4名を配

倉敷市立短期大学

置している。付属図書館は専任教員から任命する図書館長のほか、司書2名で構成しており、内1名が会計年度任用職員である。

教職協働に関しては、主に学生との関わりの多い学生部及び付属図書館には専任教員を配置し、協力して課題の解決や業務を遂行するとともに、事業組織である各委員会においては、教員及び職員が構成員となり連携・協力し対応にあたっている。

職員の採用・昇任等に関しては、設置者である倉敷市の職員基準に基づき実施しており、正規職員に関しては「倉敷市人材育成基本方針」に則り人事評価制度を整備し、職員は人事評価を受けるとともに、自己申告書の提出やその後の所属長ヒアリングにおいて職員側からも異動等の希望について表明できるようになっている。

事務組織の編制、職員の配置に関しては、現行適正に行われていると評価できる。一方で、職員が市からの異動職員であるため、短期間で当該短期大学を離れることとなり、経験やノウハウの蓄積が困難であり、事務的な技術・知識の継承が困難であることを課題として認識している。また、学生支援や高等教育の就学支援新制度など年々高度化・多様化する大学事務に対応するため、職員の増員や在職期間の長期化等の検討を行うことが期待される。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

教職員の資質向上に向けた取り組みとしては、FD・SDにおいて毎年講師を招いて学内研修を実施するとともに倉敷市の実施するキャリア開発を目的とする職階研修や専門研修に参加している。そのほかにも岡山県や国の関連機関が実施するさまざまな研修会への参加を可能としていることに加え、全国公立短期大学協会が開催する事務職員中央研修会にも参加が可能である。しかしながら、大学事務は専門性が高く、市の業務と異なる部分が多いので、他大学や大学関連団体が開催する研修会へ参加することにより、専門性を高めることが望ましい。

また、正規職員に関しては「自己申告書」にて、会計年度任用職員は「意向調査及びアンケート」で自身の異動希望等について表明できるようになっている。

以上により、事務職員の意欲・資質の向上を図ることについては、一部改善を期待する部分はあるが、概ね方策が講じられているものと評価できる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性については、「企画運営協議会」において定めた「年間重点項目」を教授会に示し、毎回の会議で当該短期大学の課題の集約と対応方針につ

いて検討を重ねつつ各学科・委員会等に実施を指示し、その後、年度末に各学科・委員会等においてまとめた自己点検・評価について「大学活動推進委員会」がとりまとめを行い、内部質保証の責任組織である「企画運営協議会」で評価・分析を行うことで点検・評価している。

監査については、倉敷市職員による監査事務局が隔年で定期監査を実施するとともに、倉敷市が委託した外部の専門家による包括外部監査も受審している。

「企画運営協議会」で取りまとめた点検・評価については、外部アドバイザー委員会に評価を依頼し、志願者確保や地元企業の振興などさまざまな提言がなされている。なお、外部アドバイザー委員会は2011年に規程化されているが、そのあり方については再考することが望まれる。

以上のことから、大学運営の適切性を点検・評価するとともに、法令に基づく監査及び内部監査を実施し、業務の改善につなげていると判断できる。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

倉敷市が設置する法人化していない短期大学であり、設置者である倉敷市が策定した「倉敷市行財政改革プラン 2020」では、「公共ファシリティマネジメントの推進」において、2022年度までの短期大学の施設建て替え計画が示されている。また、2023年に策定された「倉敷市児島地区公共施設再編整備基本計画」では、2028年度に移転する短期大学の移転計画の基本方針として「地域を担う人材の育成と産学官連携の強化」等が掲げられ、地域貢献や地域活性化などが期待されており、そのための事業費として、同移転計画を含めた児島地区公共施設再編整備に係る概算費用を公表している。

以上のように、倉敷市の中・長期の財政計画に短期大学が組み込まれていることから、教育研究活動を安定して遂行するための財政計画が適切に策定されているといえる。ただし、2009年に策定された「倉敷市立短期大学の在り方等の検討結果報告について」では、短期大学自らによる運営面の強化が示されており、今後は市の財政状況を踏まえた上で、短期大学独自の中・長期的な財政計画を策定していくことが望まれる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

予算は、倉敷市の予算編成指針に基づいて策定され、市の一般会計において計上している。限られた予算の範囲内で緊急度の高いものから優先的に配分計上し

倉敷市立短期大学

ており、教育研究活動の予算を確保している。

収入に関しては、短期大学独自の収入は学生納付金を主たる財源とし、安定的に確保している。支出は、消費的支出及び資本的支出で構成され、経年的に増加しているものの、短期大学独自の収入とあわせて設置者である倉敷市の一般会計で大部分が賄われていることから、教育研究活動を安定して遂行するための財務基盤は確立しているといえる。

外部資金については、教員への情報提供等を行っているものの、科学研究費補助金の採択件数は低い状況が続いている。当該短期大学も今後の倉敷市の財政状況を踏まえて、外部資金の活用を図る必要があると指摘しており、教員個人への研究費に加えて支給する研究費に関して、外部資金の獲得状況を要件として傾斜配分するよう規程の改正を進めていることから、これらを着実に取り組むことが望まれる。

以上

倉敷市立短期大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
短期大学基礎データ
基礎要件確認シート
短期大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称	
1 理念・目的	倉敷市立短期大学 HP 理念・教育目的	
	「倉敷市立短期大学学則」『倉敷市立短期大学規程集』	
	KURATAN CAMPUS GUIDE 2023	
	倉敷市立短期大学規程集	
	令和5年度 学生便覧	
	倉敷市立短期大学 HP 倉敷市立短期大学中長期ビジョン	
	倉敷市立短期大学の在り方等の検討結果報告について	
	倉敷みらい創生戦略	
	倉敷市第七次総合計画	
	倉敷市行財政改革プラン 2020	
	倉敷市 HP 倉敷市公共施設個別計画 2022～2031	
	倉敷市 HP 児島地区公共施設複合化基本構想	
	倉敷市 HP 倉敷市児島地区公共施設再編整備基本計画	
	2 内部質保証	倉敷市立短期大学 HP 内部質保証を推進するための方針
各種方針		
「倉敷市立短期大学企画運営協議会規程」『倉敷市立短期大学規程集』		
「倉敷市立短期大学外部アドバイザー委員会規程」『倉敷市立短期大学規程集』		
倉敷市立短期大学 HP 外部アドバイザー委員会		
「教授会規程」『倉敷市立短期大学規程集』		
令和5年度 倉敷市立短期大学短大組織自己点検・評価報告書		
倉敷市立短期大学 HP 倉敷市立短期大学 2022 年報		
「倉敷市立短期大学活動推進委員会規程」『倉敷市立短期大学規程集』		
倉敷市立短期大学 HP 3つのポリシーの策定に関する方針		
年間重点項目		
倉敷市立短期大学『令和4年度 学生の研究・活動』		
重点課題への取組結果および自己評価		
教員目標設定・成果ふり返しシート		
倉敷市立短期大学 HP 学修成果の測定・評価に関する方針(アセスメント・ポリシー)		
組織目標設定シート		
改善報告書に対する検討結果		
教育情報		
倉敷市立短期大学 HP 学修成果の測定・評価		
短大ホームページの修正作業について		
教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する情報		
「倉敷市立短期大学各種委員会組織図」『倉敷市立短期大学規程集』		
短大危機管理推進室(仮)の設置について 第1077回(平成31年度第26回)教授会 協議事項5		
本学における新型コロナウイルス感染症感染対策の経緯について 第1158回(令和5年度年度第4回)教授会 報告事項3		
3 教育研究組織		倉敷市立短期大学 HP 教育研究組織の編集方針
		倉敷市立短期大学 HP 自己点検・評価 公益財団法人大学基準協会 倉敷市立短期大学に対する認証評価結果
		倉敷市立短期大学 HP 学生による授業評価
	倉敷市立短期大学 HP 倉敷未来プロジェクト	

	倉敷市立短期大学 HP 魅力発見！私の下津井・プロジェクト 倉敷市立短期大学 HP 倉短×SDGs 倉敷市立短期大学の主な取り組み
4 教育課程・学習成果	ディプロマ・ポリシー 教育課程に関する方針 学生の受け入れ方針 カリキュラム・ポリシー 「教育計画表」令和5年度学生便覧 こどもの森（ウェブサイト） 令和5年度授業計画（シラバス） 前期オリエンテーションについて 第1153回（令和4年度第26回）教授会 連絡事項4 後期オリエンテーションについて 第1138回（令和4年度第11回）教授会 連絡事項2 倉短ひろば”くららっこ”（ウェブサイト） 「全国学生調査（第3回試行）」結果から見た 倉敷市立短期大学の学習成果 倉敷市立短期大学 HP アメリカ幼児教育研修 倉敷市立短期大学 HP 海外研修 短期大学設置基準 出席簿の表記について 第1130回（令和4年度第3回）教授会 協議事項6 教養科目に対するアンケート結果 学生満足度調査 第1050回（平成30年度 第24回）教授会資料8 倉敷市立短期大学 保育学科 履修カルテ個人票<各教職・保育士養成科目の履修状況>
5 学生の受け入れ	倉敷市立短期大学 HP アドミッションポリシー 倉敷市立短期大学 HP 学科募集要項 倉敷市立短期大学 HP 専攻科募集要項 倉敷市立短期大学 HP オープンキャンパス 倉敷市立短期大学 HP 学費・支援制度について 「倉敷市立短期大学入試委員会規程」『倉敷市立短期大学規程集』 事務職員業務分担表調整表 入試実施マニュアル 「入試委員会」『令和4年度 倉敷市立短期大学短大組織自己点検・評価報告書』 委嘱状フォーマット 令和6年度 一般選抜（令和5年度実施）問題作成打ち合わせ会 令和6年度入試に係る問題点検について 倉敷市立短期大学 出願に伴う事前相談書 「倉敷市立短期大学障がい学生支援委員会規程」『倉敷市立短期大学規程集』 追試験（振替）希望届 入試におけるマスク・手指消毒・換気・トイレ・誘導等について 第1148回（令和4年度第21回）教授会 資料8 新型コロナウイルス感染症対策に伴う受験上の注意について 新型コロナウイルス感染症対策に伴う本学の追試験及び振り返等について 平成31年度～令和5年度 学校基本調査学校調査（短期大学）本科学生内訳票 平成31年度～令和5年度 倉敷市立短期大学入学試験実施結果 令和7年度 総合型I期選抜入試について 第1169回（令和5年度第15回）教授会 連絡事項3
6 教員・教員組織	倉敷市立短期大学 HP 求める教員像及び教員組織の編成方針 教職課程認定基準 一部改正 令和5年9月28日 「倉敷市行政組織規則（抜粋）」『倉敷市立短期大学規程集』 市短第127号 令和5年3月20日 教員の公募について（依頼） 令和5年度 学校基本調査学校調査（短期大学）学生教職員等状況票 「学外の非常勤講師を兼務する場合の運用の内規」『倉敷市立短期大学規程集』 令和5年度学内委員会等担当一覧 「倉敷市立短期大学教務委員会規程」『倉敷市立短期大学規程集』 「倉敷市立短期大学教養教育部会内規」『倉敷市立短期大学規程集』 「倉敷市立短期大学教員昇任に関する選考規程」『倉敷市立短期大学規程集』 「倉敷市立短期大学教員昇任に関する選考規程細則」『倉敷市立短期大学規程集』 「倉敷市立短期大学教員昇任に関する申し合わせ事項」

	「倉敷市立短期大学大学活動推進委員会規程」『倉敷市立短期大学規程集』
	FD・SD講演会
	倉敷市立短期大学新任教員研修確認シート
	教員業績フォーム
7 学生支援	倉敷市立短期大学 HP 学生支援に関わる方針
	「倉敷市立短期大学学生生活委員会規程」『倉敷市立短期大学規程集』
	「倉敷市立短期大学キャリア支援委員会規程」『倉敷市立短期大学規程集』
	短大危機管理推進室（仮）の設置について 第1077回（平成31年度第26回）教授会 資料5
	「危機管理対策推進室」『令和4年度 倉敷市立短期大学短大組織自己点検・評価報告書』
	「倉敷市立短期大学特命委員会規程」『倉敷市立短期大学規程集』
	倉敷市立短期大学 HP 障がい学生支援
	倉敷市立短期大学 HP 障がい学生に対する支援体制
	入学後の授業に必要な準備等について
	R4年度公務員試験対策講座について
	オフィスアワーに関する資料
	「倉敷市立短期大学学生会会則」『学生便覧』
	「令和4年度「倉敷市立短大子ども劇場」活動記録」『令和4年度 学生の研究・活動』
	「令和元年度 運動体験部活動記録」『令和元年度 学生の研究・活動』
	「服飾美術学科ファッションショー2022」『令和4年度 学生の研究・活動』
	「茶道部 令和4年度の活動」『令和4年度 学生の研究・活動』
	「ウクライナ難民支援ボランティア ウクライナリボンの制作とチャリティー販売」『令和4年度 学生の研究・活動』
	倉敷市立短期大学 HP 保育学科教員紹介
	2022 後期オンライン形式・2023 前期オンライン形式
	「倉敷市立短期大学外国人留学生規程」『倉敷市立短期大学規程集』
	就学支援の必要な学生の取得単位数について 令和5年度 第1回企画運営会議 議題6
	学生の状況 令和5年度 第1回 服飾美術学科 学科会議 報告事項3
	学生の状況について 令和5年度 第2回 保育学科会議議事要項 報告事項（3）
	「倉敷市奨学生募集要項」
	「倉敷市立短期大学条例」『倉敷市立短期大学規程集』
	「倉敷市立短期大学条例施行規則」『倉敷市立短期大学規程集』
	授業料減免及び徴収猶予の取り扱いに関する要領
	「学生部からの連絡事項」
	「令和5年度版 学生の皆さんへ安全で楽しい学生生活を送るために」
	「倉敷市立短期大学人権・ハラスメント委員会規程」『倉敷市立短期大学規程集』
	「倉敷市立短期大学ハラスメント防止等に関する規程」『倉敷市立短期大学規程集』
	「ハラスメントのない大学にするために」
	「令和5年度 倉敷市立短期大学/保育臨床専攻 学外研究要項」「令和5年度 倉敷市立短期大学服飾美術学科 学外研究要項」 第1156回（令和5年度第2回）教授会資料6
	「キャリア支援委員会」『令和4年度 倉敷市立短期大学短大組織自己点検評価報告書』
	令和4年度 「倉敷市立短期大学 ホームカミング・就職懇話会」実施資料
	令和4年度 第1回民間保育所ガイダンス（5/28（土））について 第1131回（令和4年度第4回）教授会 連絡事項5
	令和5年度年間行事計画表
	「令和4年度 倉敷市立短期大学 卒業生の進路状況報告」
	令和4年度 会計決算書 『令和5年度 総会資料 倉敷市立短期大学後援会』
	国際交流委員会『令和4年度 倉敷市立短期大学 短大組織自己点検・評価報告書』
	倉敷市立短期大学学生表彰内規『倉敷市立短期大学規程集』
	学生表彰選考結果
	「保育学科会議議事一覧」『令和4年度 倉敷市立短期大学短大組織自己点検評価報告書』
	「2023 新入生進路調査」
	ハラスメント調査 アンケート原簿
8 教育研究等環境	倉敷市立短期大学 HP 教育研究環境に関する方針
	倉敷市庁舎管理規則
	「倉敷市立短期大学情報セキュリティポリシー」『倉敷市立短期大学規程集』

	令和4年度 蔵書冊数
	令和4年度 受入冊数
	令和4年度 図書館利用状況
	「倉敷市立短期大学付属図書館規程」『倉敷市立短期大学規程集』
	「倉敷市立短期大学付属図書館規程細則」『倉敷市立短期大学規程集』
	令和5年度教員研究費配分表（1人当たり） 第1141回（令和4年度第14回）教授会 連絡事項7
	「倉敷市立短期大学共同研究費による研究実施要領」『倉敷市立短期大学規程集』
	令和5年度 共同研究費予算配分一覧表
	平成31年度～令和5年度 共同研究費実績書
	平成31年度～令和5年度 産学共同研究実施要領
	平成31年度～令和5年度 産学共同研究推進委員会資料
	平成31年度～令和5年度 産学共同研究委託契約書
	平成31年度～令和5年度 倉敷市産学共同研究事業の研究テーマ募集について
	倉敷市立短期大学 HP 令和5年度倉敷市産学共同研究事業の研究テーマ募集について
	「倉敷市立短期大学における研究活動に関わる不正行為への対応に関する規程」『倉敷市立短期大学規程集』
	令和4年度 研究倫理の研修について 第1141回（令和4年度第14回）教授会 資料4
	「倉敷市立短期大学科学研究費補助金経理事務取扱要領」『倉敷市立短期大学規程集』
	「倉敷市立短期大学科学研究費間接経費取扱要領」『倉敷市立短期大学規程集』
	「倉敷市立短期大学内部監査規程」『倉敷市立短期大学規程集』
	「【公募情報等】令和5（2023）年度科研費（学術変革領域研究（A）（公募研究）、新学術領域研究（終了研究領域））の公募について（通知）」令和4年8月1日メール
	「【県からのご案内】補助金交付「地域に飛び出せ大学生！おかやま元気！集落研究・交流事業」について」2022（令和4）年4月26日メール
	「2023年度福祉助成募集と事務所移転のお知らせ／橋本財団」平成4年9月1日メール
	「倉敷市立短期大学施設配置図」『令和5年度 学生便覧』
	「研修規程及び運用の内規」『倉敷市立短期大学規程集』
	「倉敷市立短期大学教員学外研修規程」『倉敷市立短期大学規程集』
	「倉敷市立短期大学研究倫理委員会規程」『倉敷市立短期大学規程集』
9 社会連携・社会貢献	倉敷市立短期大学 HP 社会連携・社会貢献に関する方針
	倉敷市立短期大学 HP 子育てカレッジとは ～地域ぐるみで設置・運営・利用する大学内子育て支援拠点～
	倉敷市立短期大学 HP 倉敷市産学共同事業
	活力ある公立大学のあり方に関する研究会 報告書
	倉敷市立短期大学 HP 社会連携・社会貢献
	「倉敷市立短期大学地域連携委員会規程」『倉敷市立短期大学規程集』
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	倉敷市市立大学審議会答申
	倉敷みらい創生戦略 2019 一部改訂版
	第1期倉敷みらい創生戦略（平成27年度～令和2年度）実績報告書
	第2期倉敷みらい創生戦略
	倉敷市立短期大学規程集
	予算編成方針（令和6年度）
	教員研究費の流れ・共同研究費について
	倉敷市人材育成基本方針
	情報公開条例
	入試個人成績開示
	倉敷市監査基準
	令和4年度定期監査の結果
	令和4年度定期監査の措置状況
	令和元年度 包括外部監査報告書
	令和元年度 包括外部監査 措置状況1
	令和元年度 包括外部監査 措置状況2
	令和5年度の設置者及び関係部署への御報告

10 大学運営・財務 (2) 財務	倉敷市行財政改革プラン 2020
	令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書
	令和3年度倉敷市財務書類
	令和4年度倉敷市決算審査意見書
	令和4年度倉敷市一般会計決算書及び附属書類

倉敷市立短期大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	中長期ビジョンロードマップ
2 内部質保証	令和5年度倉敷市立短期大学短大組織自己点検評価報告書_大学活動推進委員会
	組織自己点検・評価書式（案）
	令和5年度 第2回教務委員会議事録 2023年度大学活動推進委員会活動議事録
4 教育課程・学習成果	資格・検定の取得について（2024年度）
	全国学生調査結果から見た本学の学習成果の達成度
5 学生の受け入れ	オープンキャンパス参加者集計ほか
	オープンキャンパスに関する資料
7 学生支援	2018年度学生満足度調査結果
	R3（2021）年度学生満足度調査結果
	R5（2023）年度学生満足度調査結果
8 教育研究等環境	研究倫理の研修について
	第1192回（令和6年度第12回）教授会概要
9 社会連携・社会貢献	「活力ある公立大学のあり方に関する研究会」報告書概要
	持続可能な地域社会を支える公立大学 取組事例集
	令和4年度～令和6年度第1回企画運営協議会議事録・重点項目
	令和3年度～4年度委員会再編に係る主要な企画議事録
	子育てカレッジに関する資料
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	大学管理運営に関する方針
	令和4年度第1回（第20回）外部アドバイザー委員会報告書
	令和4年度 第2回（第21回）外部アドバイザー委員会